



主な内容

- 町国際交流協会 21年目の歩み…………… 2
- 飲酒運転根絶のまち宣言…………… 10
- 「避難行動要支援者登録制度」登録のお願い… 18
- 手続きをお忘れなく児童扶養手当制度… 19
- 総合健診・成人健康づくり健診(2次募集)… 22

初夏のまい・あみマルシェ・ どれたてスイカまつり開催

6月22日、予科練平和記念館で、観光物産イベント「初夏のまい・あみ・マルシェ」を開催しました。今回は、9月に開催されるいばらき国体セーリング競技会の100日前イベントとしてのPRも兼ねて、いきいき茨城ゆめ国体実行委員会とあみ観光協会の共催で実施しました。

※ 4ページに国体PRの詳細記事を掲載

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して 町国際交流協会

21年目の歩み

町国際交流協会は設立後21年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および町内地域交流それぞれに町民の皆さんのご協力を得て有意義な交流が推進されました。

① 姉妹都市・友好都市間の交流活動

米国スーパーリア市との姉妹都市交流では、8月初旬にジム・ペイン市長を団長として親善訪問団5人と学生親善大使12人、引率2人の19人が来町し、過去3番目の猛暑の中、まい・あみ・まつりで汗を流しました。また、日本の夏を楽しんでいたとき、日本文化体験では、座禅・茶道・習字の体験を通じ町民との交流を深めることができました。特に学生親善大使をホームステイさせていただいた皆さまには大変お世話になりました。

中国柳州市との友好都市交流では、柳州市から向軍共産党部長を団長として7月下旬6人の使節団が来町しました。また12月下旬には柳州市呉焯市市長を団長として6人の使節団が来町し、町長への表敬訪問をはじめ、雪印メグミルク工場見学等の視察で交流を深め帰国されました。また、8月下旬に町長を団長と

して中学生親善大使3人を含む11人で柳州市を訪問し、中学生はホームステイを体験し、他の訪問団員は、壺西実験中学校、大規模な蓮根栽培地域、近代化した市内工場などを訪問し親善と友好を深めました。

② 地域交流関係

地域在住の外国人との交流の場である「国際親善花見会」では、150人へのぼる大勢の参加者にぎわいました。また、守谷市国際交流協会からの招待で「灼熱の雪合戦」に参加し交流を深めました。「外国文化に触れよう」では、イギリス人のアンディさんの指導のもとイギリス料理に挑戦し親交を深めました。「世界の文化紹介」では、マリニヤックさんのフランス文化紹介の講演を行いました。そのほか茨城大学とのジョイントプログラムとして「English Caf e」、「留学生との交流」を後期半年間、多くの会員の協力をいただいで実施しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきます。皆さんのご支援・積極的な参加を引き続きお願いします。

米国スーパーリア市親善訪問団・学生親善大使来町 (8月2日～8日)

● 町役場にて対面式



● まい・あみ・まつり



● フェアウエルパーティー



町親善訪問団・中学生親善大使 中国柳州市訪問 (8月22日～28日)

● 柳州市壺西実験中学校



● 柳州市蓮花小鎮



● 柳州開元寺



町内地域交流

● 国際親善花見会

(県立医療大学:楽しく輪投げ)



● 総会



● 英語で話そう「潮来あやめまつり」

(日本語教室の生徒と会員の皆さん)



平成 30 年度の活動

- 4.3 ~ ▶外国人のための日本語教室
(年 40 回 毎週日曜、火曜、木曜)
- 4.8 ▶国際親善花見会
- 4.13 ▶理事会
- 4.21 ▶総会
- 6.3 ▶英語で話そう「潮来あやめまつり」
- 6.17 ▶ウォーキング(霞ヶ浦セーリング会場ほか)
- 7.17 ▶協会広報紙「NOW」61 号発行
- 8.2 ~ 8.8 ▶スーペリア市訪問団受入れ
- 8.5 ▶まい・あみ・まつり盆踊り参加
- 8.22 ~ 8.28 ▶中国柳州市訪問
- 8.25 ▶灼熱の雪合戦参戦
- 10.13 ~ ▶English Café オープン(計 3 回)
- 11.9 ~ ▶茨城大学ジョイントプログラム(計 3 回)
- 11.15 ▶理事会
- 12.8 ▶外国文化に触れよう(イギリス料理)
- 12.14 ▶協会広報紙「NOW」62 号発行
- H31.2.9 ▶世界の文化紹介(フランス編)
- 2.17 ~ ▶日本語講師レベルアップ講座
(県国際交流協会共催 計 2 回)
- 3.30 ▶協会広報紙「NOW」63 号発行
- 3.30 ▶国際親善花見会

町内地域交流

- ウォーキング
(霞ヶ浦セーリング会場ほか)

- まい・あみ・まつり
(盆踊り)

- 灼熱の雪合戦
(守谷駅前)

- 日本語講師レベルアップ講座
(守谷駅前)

- さわやかフェア
(国際農園)

- 茨城大学ジョイント
プログラム(インドネシア)


●会員募集●

対 象 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません

会 費 ▼個人・学生会員：一口 1,000 円(中学生以下 500 円)

▼賛助会員：一口 10,000 円

申込方法 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可
※協会ホームページ：<http://www.town.ami.lg.jp/aiea/>
※協会メールアドレス：aiea-ami@atlas.plala.or.jp

- 外国文化に触れよう
(イギリス料理 ※写真左右)

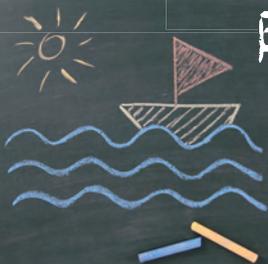


- 世界の文化紹介
(フランス編)



- 国際親善花見会
(さわやかセンター)





阿見町開催競技セーリング

茨城国体開催まであと64日

AMI国体ニュースでは茨城国体開催に向けて阿見町に係る国体のさまざまな情報を発信していきます!!

「国体開催100日前イベントとれたてスイカまつり」を開催

6月22日(土)に、国体開催100日前を記念したイベントが開催されました。イベント会場となった予科練平和記念館前広場の特設ステージでは、町で行われる茨城国体セーリング競技会の紹介や、アーティストによるライブ、スイカ早食い競争が行われました。時折雨が降るあいにくの天候でしたが、多くの来場者でにぎわい、ステージイベントも大いに盛り上がりました。

また、国体PRブースでは、来場者にご協力いただき、ボランティアの皆さんも参加して茨城国体開催を記念するペットボトルキャップアート作成や、国体開催に向けてのカウントダウン応援メッセージ撮影を行いました。



△国体PRに**いばラッキー**が登場!!



△大人気! **いばラッキー** & **あみっぺ**



△国体イベントではおなじみの「**みならいモンスター**」ライブ



△**すいか早食い競争**! 町の名産をおいしくいただきました。大人の部ではオニツカサリさん・MCの浅野勝盛さんが飛び入り参加し会場を沸かせました

いきいき茨城ゆめ国体2019

いばらき

天皇陛下御即位記念 第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ



△納豆&茨城県応援歌「ねばねば音頭」を歌うのは茨城愛にあふれる「浅野勝盛&和泉いづみ(写真左)」。天翔女人の皆さん(写真右)は音頭に合わせた踊りで会場を盛り上げました



△国体PRブースでは「国体リストバンド」の配布も行いました。「国体リストバンドをつけてセーリング競技会を見に行こう☆キャンペーン」を町実行委員会ホームページでチェックしてみてください



△まいあみアンバサダーのお三人からも応援メッセージをいただきました。撮影にご協力いただいた皆さんありがとうございました。当日撮影した写真は町実行委員会ホームページに掲載しています。ご覧ください



△かすみがうら市ふるさと大使・自衛隊茨城地域協力本部広報大使「オニツカサリ」のライブも盛り上がりました



△ペットボトルキャップアートを作成するコーナーは子ども連れの家族などでにぎわいました。完成した作品は役場1階ロビーで展示しています。また、国体期間中はセーリング会場に設置予定です

特定防衛施設周辺整備調整交付金 の活用状況

（政策秘書課 ☎888-1111 (283)）

町では、『特定防衛施設周辺整備調整交付金』を町民の生活の利便性向上など、さまざまな事業に活用しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは

防衛施設の設置または運用によって生じる影響を軽減するために、特定防衛施設関連市町村が行う町民の生活の利便性向上などの事業に対して交付される交付金のことです。

この交付金は、関係住民の生活の安定と福祉の向上のために役立てられることを目的とし、『防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律』に定められています。

町は特定防衛施設関連市町村として指定されており、これまでも学校給食センター外構工事や不法投棄監視カメラ等設置などに交付金を活用し、町民の皆さまの生活環境の改善や福祉の向上が図られるよう事業を実施しています。

今後も地域の生活環境の改善が図られるよう本交付金を活用していきます。

平成 30 年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業

平成 30 年度は、下記の事業について交付金を活用しました。

●医療福祉費助成（基金）

交付金:16,000,000 円

- ▼小児の健康の保持増進と子育て世帯の生活の安定を図るために、小児医療費の一部に交付金を活用しています



●予防接種助成（基金）

交付金:22,408,000 円

- ▼疾病の予防およびまん延の防止に取り組み、町民の健康増進を図るために、予防接種に要する費用の一部に交付金を活用しています

●予科練平和記念館維持運営（基金）

交付金:11,000,000 円

- ▼地域の教育および文化の向上に寄与する予科練平和記念館について、安定的かつ継続的な維持管理および運営を図るために交付金を活用しています



▲予科練平和記念館

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

注意！

あなたの土地が狙われています！

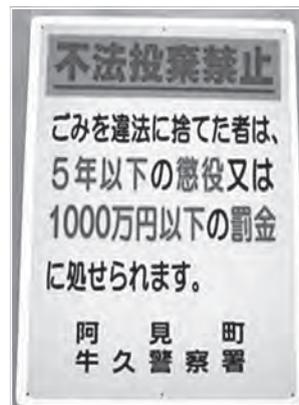
廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

悪質な業者から金銭の提供や架空のもうけ話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事象が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。不法投棄の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。

防止対策としては、草刈や枝払いをして土地をきれいにしておく・見廻りをする・進入防止柵や不法投棄禁止の看板を設置する等が有効です。右記の『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課(霞クリーンセンター内)までお問い合わせください。

▼不法投棄禁止看板



不法投棄・残土埋め立ての事例

- 資材置き場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された
- 埋立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた
- 遊休地にいつの間にか不法投棄されていた

※悪質な事業者は、金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用の同意を得ようとします。そして同意を得ると、すかさず法律等や手続きを無視して短時間で廃棄物等を大量に持ち込んだり、周りの土地まで行為が拡大したりします。さらに、事業者が行方不明となってしまった場合には、土地所有者が撤去等の対応をしなければならぬなど、莫大な損害を受けるケースがあります

防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸さない
- 自分だけで判断せず、周りに相談する
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ
- 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地等は定期的に見回ったり、侵入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板を設置したりするなど、土地所有者（管理者）として出来る必要な措置を講じておく

不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番（☎ 0120-536-380）へ

■ 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（平日） ※ 受付時間外は牛久警察署まで

■ お問い合わせ：▼牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎ 029-301-3033

▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0281

いばらき出会い サポートセンター 登録会員募集!



町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

(一社) いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するために、茨城県と(一社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した一般社団法人です。平成18年6月に開設し、平成31年4月末で、会員は2,522人、全県的な成婚数は2,094組を達成しています。入会できるのは、条件1:結婚を希望する独身の人、条件2:県内いずれかのセンターに来所して活動ができる人、条件3:県内にお住まいかお勤めまたは親御さんが県内にお住まい、もしくは県内への移住に関心がある人、以上の条件1~3をすべて満たす人となり、入会の手続きは結婚を希望する本人に限ります。会員になると登録者のプロフィール検索ができ、ふれあう(お見合い)機会を相談員が調整するなどのサポートが受けられます。結婚を希望する皆さんの登録をお待ちしています。

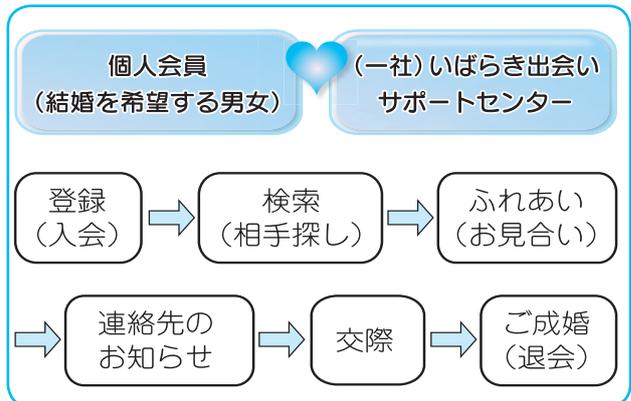
入会に必要な書類等

- ① 独身証明書(本籍地の市町村長が発行) ② 健康保険証 ③ 写真1枚(L判縦型…縦127mm×横89mm、3か月以内に撮影のもの) ④ 入会登録料(10,500円で3年間有効) ⑤ 入会申込書 ※ 申込は予約制

事業内容

- ▼ 会員制のパートナー探しの支援
ふれあい(お見合い)相手の検索や日程調整
- ▼ ふれあいパーティーの開催・支援
県内各地でふれあいパーティーの開催および関係団体が行うパーティーの支援等
※ 会員以外の人も参加可
- ▼ 結婚を支援する個人・団体の育成および支援
若者の結婚相談・お見合いの仲人等をボランティアで行う『マリッジサポーター』や、非営利で結婚支援活動を行っている『いばらき出会い応援団体』への活動支援

出会いから結婚まで



問い合わせ

- ▼ (一社) いばらき出会いサポートセンター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 ☎029-224-8888 ▼ ホームページ
<http://www.ibccnet.com/>
- ▼ 県南センター
〒300-1234 牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久2階 ☎029-830-7502
※ 入会手続き・検索などは予約制ですので、電話で予約のうえお越しください



● 結婚支援ボランティア「マリッジサポーター」によるお相手紹介

県では、地域において独身者の出会いの相談や仲介等をボランティアで行っていただく皆さまを『マリッジサポーター』として委嘱しています。結婚相談やお相手探しのお手伝いをマリッジサポーターにお願いしたい人は、ぜひご利用ください(申込用紙はホームページからダウンロード可)。

※ マリッジサポーターも随時募集していますので、関心のある人は下記にお問い合わせください

- ▼ 問合せ 県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 ☎029-301-3261 FAX:029-301-3264

- ▼ ホームページ http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage01_03/



市民公益活動事業を認定しました!

～町内で活躍する団体活動を支援しています～

町民活動推進課 ☎ 888-1111 (272)

町では、平成 29 年度に「阿見町市民公益活動支援制度」を創設しました。

この制度は、地域の活性化や課題解決を図る団体の活動事業を町が認定し支援することで、町内での市民活動がより活発化していくことを目指しています。市民活動団体が主体となって活躍する「新たなまちづくり」に向けた認定事業を紹介します。



令和元年度の認定事業

事業の審査・認定にあたり、5月22日に役場で「事業提案説明会」を一般公開にて開催しました。

提案説明会では、応募者からプレゼンテーション形式で提案事業の説明と、町民・企業の代表者・有識者・町職員で構成する「阿見町協働のまちづくり運営委員会」委員からの質疑応答を行いました。その結果、町は下記の1事業を認定しました。



令和元年度市民公益活動認定事業

	事業名	団体名	事業概要	事業総額 (助成予定額)
1	ボランティアマッサージによる予防医療のススメ!～リサーチ&アンケートを通じてよりデータ化しよう～	NPO 法人 ハチドリ	昨年度に続き、筑波技術大学(つくば市)と連携して行うボランティアマッサージを実施する。町民の心とからだの健康づくりの提案や人と人との交流の機会を創出し、予防医学への関心を高めていく。また、今回は場所の移動をすることにより、より多くの町民に体験していただき、アンケートによるデータ収集を行い、今後の活動につなげていく。	150,000 円 (100,000 円)
合 計 (助成予定額:助成対象経費の2 / 3)				150,000 円 (100,000 円)

平成 30 年度認定事業の報告会を開きました

3月23日に、本郷ふれあいセンターで平成30年度認定事業の事業成果報告会を一般公開にて開催しました。

事業認定を受けた2団体から、実施内容とその成果、自己評価が報告され、その後、参加者との質疑応答や阿見町協働のまちづくり運営委員会委員からの講評がありました。参加者の中には提案事業に応募を検討しているという人もおり、参考になったとの声も聞かれました。

※事業報告の詳細は町ホームページをご覧ください
(<http://www.town.ami.lg.jp/0000004983.html>)



飲酒運転根絶のまち宣言

生活環境課 ☎888-1111 (254)

町では飲酒運転根絶に向けた取組みとして、「阿見町職員飲酒運転根絶のための行動指針」を作成し、職員等より宣言書を徴取し、公用車運転前のアルコールチェックを義務付けました。

さらに、町民や関係団体、企業等へ飲酒運転根絶署名活動を実施し、約1万5千人の署名が寄せられました。

平成31年2月には、牛久警察署と「飲酒運転の根絶に関する覚書」を取り交わし、警察との連携強化を図っています。さらなる飲酒運転根絶に向け、6月の第2回町議会定例会へ「飲酒運転根絶のまち宣言」を議案上程し、可決されました。

飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。皆さん一人ひとりが「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

宣言文

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況であり、茨城県内では飲酒運転による交通死亡事故が全国ワースト上位と極めて不名誉な状況となっている。

飲酒運転は、決して許されない極めて危険かつ悪質な犯罪である。何の落ち度もない他人の命を脅かす飲酒運転の代償は非常に大きく、被害者、加害者はもとより、家族や勤務先等多くの人達が巻き添えになるなど幸せな家庭を一瞬で崩壊させてしまうものである。

飲酒運転根絶のためには、町民一人ひとりが、家庭や職場、地域等において、飲酒運転三ない運動「飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底するとともに、飲酒運転の取り締まり、交通安全の普及・啓発等の施策を強化し推進していく必要がある。

よって、町はここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、牛久警察署をはじめ、関係機関・団体との連携を強化し、町と町民が一丸となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

令和元年6月18日

阿見町



飲酒運転根絶の町 阿見町

一人ひとりの心がけと行ないで きれいなまちに

環境保全功労者表彰式が行われました

生活環境課 ☎888-1111 (251)

令和元年度環境保全功労者を紹介します

町では毎年「町環境保全功労者褒賞規程」に基づいて、行政区長からの推薦により環境保全活動に顕著な功績があった個人・団体を表彰しています。

今年度は、5月30日(木)に、総合保健福祉会館「さわやかセンター」において表彰式が行われ、個人2人と1団体が受賞されました。

9月末には、町でいきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会が開催されるため、霞ヶ浦周辺の環境保全活動に注目が集まっています。環境保全活動により町がきれいになることは、環境衛生面だけでなく、交通安全や防犯、さらに、そこに生活する人々の心に潤いを与えるなどの面でも効果が期待されます。

表彰式では、受賞者の皆さまから「今後もより一層、町の環境保全に取り組んでまいります」との、ありがたいお言葉をいただきました。

■受賞者の皆さん(団体・個人) ▼写真左から

●霞ヶ浦高等学校(校長 下田陽一郎氏 立ノ越区):

毎年11月に全校生徒による、花室川、霞ヶ浦周辺の清掃活動を実施しています。平成30年度は第1学年および第3学年が11月14日、第2学年が11月15日に実施しました。また、霞ヶ浦清掃大作戦に硬式野球部員を始めとする生徒に協力参加いただきました。



●芹田五郎氏(レイクサイドタウン区):

公園の草刈、レイクの森の水やり・草刈、空家の庭の草刈など寡黙に実践され、毎週一回の地区防犯パトロールにも参加しています。環境保全、防犯に対する功労は地区内の住民から大変感謝されています。

●荻島豊氏(中根区):

長年、地域の道路や周辺のゴミ拾いに尽力していただき区の環境保全の模範となっています。

動物愛護についてのお知らせ

■飼主のいない猫(野良猫)に餌やりをするのはやめましょう

町では、飼主のいない猫への餌やりについての問題が増えており大きな課題となっております。飼主のいない猫に餌を与えるだけの行為は、結果的に猫の数を増やし、ふんや尿による衛生的な被害や家財を損壊するなど、近隣とのトラブルを招く原因となってしまいます。飼主のいない猫を減らしていくためにも、無責任な餌やりは、やめましょう。

■犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、『茨城県動物の愛護及び管理に関する条例』で禁止されていますので、必ずつないで飼いましょう。また、散歩時は、人に危害を加えないためにも、引き綱(リード)を離さずに行いましょう。

地域で活躍する

シルバークラブ



～シルバークラブの設立と会員の参加をお待ちしています～

（高齢福祉課 ☎888-1111(141・743) / 町シルバークラブ連合会 ☎875-6950）

シルバークラブを作りませんか？

現在、町内では37のシルバークラブ、会員総数17,000人以上の高齢者の皆さんが、はつらつと活動しています。町では、シルバークラブの設立に向けた相談や設立後の補助金交付などにより、活動を支援しています。

シルバークラブは、『社会奉仕活動』『教養講座開催』『健康増進事業』を中心とし、地域における高齢者の健康・生きがいづくり・社会参加の促進を目的に活動する団体です。

シルバークラブ活動に参加することで、高齢者の閉じこもり防止・地域社会への参加・災害時の助け合いでの円滑な連携など地域福祉の向上にもつながります。超高齢化社会において、互いに助け合い支え合う地域社会づくりのために非常に重要な組織です。シルバークラブの設立や参加方法など、わからないことは上記まで、お気軽にお問い合わせください。

■町からの補助金

町シルバークラブ補助金交

付要綱により左記の補助金交付を受けることができます。※年度途中で設立されたクラブは月割の額になります

会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

『第16回シャフルボード大会』開催

5月22日、第16回シャフルボード大会(町シルバークラブ連合会主催)が町民体育館で行われました。シャフルボードは輪投げに次いで人気のある競技で、25クラブ244人が参加されました。入賞者の皆さん、おめでとうございます。

●1部優勝

- ▼Aブロック：レイクサイドさやっぱ歩会Aチーム
- ▼Bブロック：一区親和会Aチーム
- ▼Cブロック：塙清明会チーム

●2部優勝

- ▼Dブロック：白鷺シルバー

1クラブAチーム▼Eブロック：すこやかクラブ西郷Bチーム▼Fブロック：中郷東長寿会Bチーム



▲シャフルボード大会

『令和元年度町民グラウンドゴルフ大会』開催

5月24日、令和元年度町民グラウンドゴルフ大会が町総合運動公園で行われ、180人が参加されました。この大会の成績上位6人(男性3人・女性3人)は、10月に開催される県社会福祉協議会主催の『第24回県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会』への出場権を得ます。入賞者の皆さん、おめでとうございます。

●男性の部

- ▼優勝：小松崎清司(上郷一粒会)
- ▼準優勝：岡島俊一(中央東友愛会)
- ▼第3位：井上勲(筑見シルバークラブ)

●女性の部

- ▼優勝：上村貞美(一般参加)
- ▼準優勝：中村スエ子(中央東友愛会)
- ▼第3位：栗山文子(塙清明会)

『第19回ペタンク大会』開催

6月16日、第19回ペタンク大会(町シルバークラブ連合会主催)が旧吉原小学校で行われ、13クラブ115人が参加されました。本大会の優勝チームは『第24回県健康福祉祭いばらきねりんスポーツ大会』に参加します。入賞者の皆さん、おめでとうございます。

- ▼優勝：中央東友愛会Bチーム
- ▼準優勝：すこやかクラブ西郷Cチーム
- ▼第3位：白鷺シルバークラブBチーム



▲ペタンク大会

お知らせします！

昨年度の 介護保険利用状況



（高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (143・726)）

▼表 1: 総人口と高齢者人口 (3月末現在)

項目	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
総人口	47,581 人	47,442 人	139 人
高齢者人口	前期高齢者 (65 ~ 74 歳)	7,041 人	△ 52 人
	後期高齢者 (75 歳以上)	6,046 人	274 人
	合計	13,035 人	222 人
	高齢者割合 (高齢化率)	27.4%	27.0%

■ **高齢者人口の推移**
高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3月末現在13,035人となり、総人口(常住人口)に占める割合は27.4%となっています(表1参照)。

■ **要介護認定状況**
3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は1,823人となっています(表2参照)。このうち第1号

▼表 2: 要介護認定状況 (3月末現在)

要介護度	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
要支援 1	68 人	63 人	5 人
要支援 2	120 人	112 人	8 人
要介護 1	615 人	610 人	5 人
要介護 2	362 人	349 人	13 人
要介護 3	229 人	226 人	3 人
要介護 4	249 人	237 人	12 人
要介護 5	180 人	159 人	21 人
合計	1,823 人	1,756 人	67 人

■ **介護サービス利用状況**
3月のサービス利用状況では、表2の認定者1,823人のうち1,079人が居宅サービス(表3参照)、123人が地域密着型サービス(表4参照)、362人が施設サービス(表5参照)を利用しています。このように、認定者数の増加に伴い、サービス別の利用者数も増加しています。また、施設種類別の利用者の内訳は表6のようになっています。

被保険者(65歳以上の人)は17,711人で、認定率は13.6%となっております。認定者数も増加しています。

▼表 4: 地域密着型サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
要支援 1	0 人	30 人	± 0 人
要支援 2	0 人	0 人	± 0 人
要介護 1	30 人	31 人	△ 1 人
要介護 2	35 人	32 人	3 人
要介護 3	24 人	27 人	△ 3 人
要介護 4	21 人	20 人	1 人
要介護 5	13 人	10 人	3 人
合計	123 人	120 人	3 人

▼表 3: 居宅サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
要支援 1	27 人	22 人	5 人
要支援 2	52 人	56 人	△ 4 人
要介護 1	441 人	443 人	△ 2 人
要介護 2	270 人	247 人	23 人
要介護 3	129 人	139 人	△ 10 人
要介護 4	100 人	102 人	△ 2 人
要介護 5	60 人	54 人	6 人
合計	1,079 人	1,063 人	16 人

▼表 6: 施設種類別受給者数 (3月サービス分)

施設	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
介護老人福祉施設 (特養)	147 人	148 人	△ 1 人
介護老人保健施設 (老健)	213 人	184 人	29 人
介護療養型医療施設 (療養型)	0 人	5 人	△ 5 人
介護医療院	4 人	-	4 人
合計	364 人	338 人	27 人

※入退所の重複等があるため、表6の『施設種類別入所者数』と合わない場合があります

▼表 5: 施設サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 31 年	平成 30 年	比較増減
要介護 1	30 人	28 人	2 人
要介護 2	43 人	40 人	3 人
要介護 3	70 人	60 人	10 人
要介護 4	122 人	117 人	5 人
要介護 5	97 人	90 人	7 人
合計	362 人	335 人	27 人

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

高齢福祉課 ☎888-1111(141・142・743)

高齢福祉課

●シニアカード

協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。

▼対象Ⅱ町内に居住する 65 歳以上の入

●緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。

▼個人負担があります

▼電話回線の種類により使用できない場合があります

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

●要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業

要介護 1～5 の認定を受けて

いて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外となります)

▼片道を 1 回として年間最大 24 回まで

▼助成限度額Ⅱ 1 回につき 4000 円

●日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。

▼個人負担があります

●シルバーカー購入費助成事業

住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。

▼シルバーカー購入日から 30 日以内に申請が必要です

▼領収書またはレシートが必要で

▼助成限度額Ⅱ 5000 円

●福祉電話貸与事業

低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。

●家族等介護用品支給事業

介護保険で要介護 3 以上(常時失禁発生の可能性がある要介護 1 および 2 の住民税非課税世帯の人を含む)と認定された人を在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

●徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊はいかいの見られる在宅の高齢者を介護する家族に、GPS 発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い徘徊はいかいのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。

▼GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QRコードシートの追加購入費用は個人負担となります

●在宅寝たきり高齢者等介護

要介護者等緊急短期宿泊事業 介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊(原則 7 日以内)による支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

●慰労金支給事業

基準日(12月31日)以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 3 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

▼対象となる可能性のある人には 12 月末に案内文を送付します

●生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊(原則 7 日以内)による生活指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります

●要介護者等緊急短期宿泊事業

介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊(原則 7 日以内)による支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

※次ページに続く

● **高齢者住宅リフォーム助成事業**
介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齢者などに
対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

● **成年後見制度利用支援事業**
認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするために、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。

● **助成額Ⅱ所得などにより異なります**

● **知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受け付けします**

● **生活援助型食事サービス**
配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

● **在宅福祉(有償)サービス事業**
おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

● **日常生活自立支援事業**
認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

● **健康づくり課**
つるかめ教室
運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

健康づくり課

● **つるかめ教室**
運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

● **町社会福祉協議会**
給食サービス事業
65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

● **健康相談**
健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

● **ふれあい電話**
申請された65歳以上のひとり暮らしに宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

町社会福祉協議会

● **給食サービス事業**
65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配達・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

● **低床カー貸出事業**
車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。

● **日常生自立支援事業**
認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

● **在宅福祉(有償)サービス事業**
おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

● **日常生活自立支援事業**
認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

● **健康相談**
健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

● **心配ごと相談**
生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

● **登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員**

● **サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど**

● **利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)**
● **利用料Ⅱ1時間600円**

● **車いす貸出事業**
町内在住の人に、一時的(1か月を限度)に車いすを貸し出します。

● **低床カー貸出事業**
車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。

● **負担Ⅱ1kmあたり10円**
ガソリン代がかかります。

● **日常生活自立支援事業**
認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

● **在宅福祉(有償)サービス事業**
おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

● **健康相談**
健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

● **心配ごと相談**
生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

● **登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員**

● **サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど**

● **利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)**
● **利用料Ⅱ1時間600円**

● **登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員**

● **サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど**

● **利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)**
● **利用料Ⅱ1時間600円**

● **書類等預かりサービス(保管料)Ⅱ1か月あたり500円**
※生活保護受給者は免除になります

● **地域包括支援センター**
高齢者に関する総合相談
介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。
また、要支援ケアプランの作成や事業対象者のケアマネジメントを行います。

● **家族介護支援事業**
在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に介護・福祉の知識や技術に役立つ教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します。

● **在宅福祉(有償)サービス事業**
おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

● **健康相談**
健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

● **心配ごと相談**
生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

● **登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員**

● **サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど**

● **利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)**
● **利用料Ⅱ1時間600円**

● **登録会員方式Ⅱ利用会員協力会員**

● **サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど**

● **利用日時Ⅱ午前7時～午後7時(年末年始を除く)**
● **利用料Ⅱ1時間600円**

各サービスの問い合わせ

▼ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 888-1111 (141・142・743) ▼ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940 ▼ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084 ▼ 地域包括支援センター ☎ 887-8124

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害者福祉

社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165)

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは社会福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能——に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を

受けやすくするために交付されます。

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する359の難病等の人も対象となります。

●介護給付・訓練等給付

身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する359疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所および入所等のサービスを利用することができます。

サービスを利用するには、

障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要となります（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する359の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす——などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します。

▼更生医療・身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

▼育成医療・町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（平成31年4月現在）
在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額27200円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14790円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級：月額52200円

▼2級：月額34770円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『指定難病特定医療費受給者証』の交付を受け治療を受けている人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

■公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼NHK放送受信料の減免・社会福祉課で証明を受ける必要があります

■各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引・県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引・割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引・身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、

税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

●相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

●意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

●日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

●移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

●地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

●訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴の支援を行います（介護保険制度が優先

されます）。

●日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います。

●自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

●知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

●重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

●身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷脳性まひ脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内と同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

■精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館さわやかセンター』内で行っています。

■つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。毎週月曜日、木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』内で行っています。

■町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

『避難行動要支援者登録制度』 登録のお願い

社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (163)

地域全体で避難行動要支援者を見守ります

「避難行動要支援者」とは、大地震などの災害が起こったとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人です。

「歩行が困難」「周囲の状況がわからない」「身近に支援をしてくれる人がいない」などの理由により、避難行動要支援者は、地域で孤立してしまう恐れがあり、地域全体で要支援者の皆さんを見守る必要があります。

避難行動要支援者個別台帳へご登録ください

町では、要支援者本人またはその家族などの申請により、「避難行動要支援者個別台帳」を作成しています。その情報は、平常時から警察機関・消防署・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有し、要支援者の皆さんを支援する地域活動のために活用します。

※避難行動要支援者情報を共有するにあたり、秘密の厳守目的外使用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います

対 象	<p>在宅者であり、下記のいずれかに該当し、町の関係部署のほか、各種関係機関に個人情報の提供を行うことに同意された人</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の一人暮らしの人、または65歳以上の人のみの世帯 ② 介護保険で要介護3以上の認定を受けている人 ③ 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている人 ④ 療育手帳(A・A)の交付を受けている人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を受けている人 ⑥ 難病患者 ⑦ 乳幼児・共働きまたはひとり親家庭等の児童 ⑧ その他本人等からの申し出があり、町長が避難支援等の必要を認めた人
申込・登録の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ① 『町避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書(個別計画)』を記入 ② 『町避難行動要支援者個別台帳』への登録 <ul style="list-style-type: none"> ▼記載されている情報を基に、台帳の作成・登録を行います ※登録情報は、平常時から警察機関・消防署・民生委員児童委員・区長・自主防災組織等と共有します。ご了承ください ③ 『緊急医療情報キット』の配布 <ul style="list-style-type: none"> ▼台帳への登録完了後、登録者へ民生委員がお届けします。当キットには緊急時の救命作業を迅速に行うための救急医療情報が記載された用紙が入っています
問 合 せ	社会福祉課社会福祉係 ☎ 888-1111 (163)

手続きをお忘れなく

児童扶養手当制度

8月は現況届の提出時期です

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当額は、右表のとおりです。

※手当額（月額）4人目以降は1人につき、

全部支給：6,080円

一部支給：3,040円～6,070円を加算

▼手当額（月額） ※平成31年4月から

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	42,910円	10,120円～42,900円
2人	53,050円	15,190円～53,030円
3人	59,130円	18,230円～59,100円

児童扶養手当の支給要件

■支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人です。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める障害のある児童
- ④父または母が生死不明な児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■所得制限

受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

▼所得制限限度額

扶養親族数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	全部支給：490,000円 一部支給：1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給：870,000円 一部支給：2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給：1,250,000円 一部支給：2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給：1,630,000円 一部支給：3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給：2,010,000円 一部支給：3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給：2,390,000円 一部支給：3,820,000円	4,260,000円

『児童扶養手当現況届』の提出期限

受給資格者には8月上旬に必要な書類を送付しますので、下記期間に手続きをお願いします。

この届を提出しないと、受給資格があっても11月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼期間：8月28日（水）まで ※土・日・祝日を除く

▼時間：午前8時30分～午後5時15分 ▼場所：子ども家庭課窓口

児童扶養手当の支払月が変更されます

支払い月が変わる令和元年11月の支払いは、同年8月分から10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

暑い日が続いていますが、子どもたちは元気いっぱいですね。遊んだ後は水分補給や休息を十分にとり、体調に気をつけてお過ごしください。

今回のテーマは『子育ての悩みについてのQ&A』です。



手づかみで食べてしまい困っています

1歳半ごろになるとスプーンを持って食べるようになりますが、まだまだ手づかみが多く、時にはこねまわしたりして遊んでいるように見えることもありますね。

しかし、手づかみや、こねまわしたりするのは、食べたという意欲や食べ物への興味が出てきた証拠です。手づかみすることによって物の温かさや冷たさ、柔らかさや硬さなどを感じることもできるでしょう。

また、スプーンで食べようとしてもまだまだ手先が器用ではないので、こぼす方が多いかもしれませんが、やってみようとする姿を見守り、食事を楽しめるといいですね。



友達とあまり関わってあそびません

2～3歳ごろは同じ場所、同じ遊びをしても子ども同士の関わりは少ないのが特徴です。

また、子どもにも個性があります。積極的に遊べる子どもいれば慣れるのに時間のかかる子どもいるでしょう。友達がいる環境に慣れながら、時には大人が手助けし、友達への関心や友達と関わる経験をしていけるよう見守りたいですね。

4～5歳になると仲間という意識が芽生えたり、相手の想いを考えようとしたりしてごっこ遊びやルールのある集団遊びができるようになってくるでしょう。



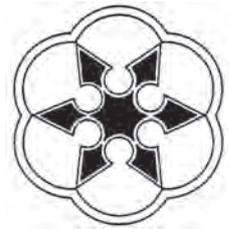
テレビやゲームが大好きです。大丈夫でしょうか？

現代、私たちの生活は、テレビはもちろん、パソコン、タブレット端末、DVDなど多くの電子メディアに囲まれています。大人がメディアをうまく利用することは良いのですが、幼児期から必要以上にメディアに触れていると運動不足・睡眠不足・コミュニケーション能力の低下などが起きるおそれがあるとも言われています。身近な人との関わり、戸外で身体を動かす遊び、自然に触れること、絵本を見ることなどの経験は子どもの心と身体の成長に大切なものです。子どもの目につくところにDVDやタブレットを置かないようにしたり、メディアの使用時間を家族で決めたりしながら上手に利用したいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ:子ども家庭課☎888-1111(119)

町食生活改善推進協議会だより



食生活改善推進協議会
シンボルマーク

～毎日の食事から始める健康づくり～

町食生活改善推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

町食生活改善推進員は、『私達の健康は私達の手で』を活動の合言葉に、町内の各地区で正しい食生活について普及活動を行っているボランティア団体です。今年度は78人の会員で、各種研修・町の協力事業への参加、地区活動の実施等、活発に取り組んでいきます。今回は、皆さんの健康のために役立てていただきたい内容と、地区活動の様子をご紹介します

あなたの家族の食事は大丈夫？ 気をつけたい7つの“こ”食

- ①孤食:ひとりで食事をする
- ②固食:同じものばかり食べる
- ③子食:子どもだけで食事をする
- ④濃食:濃い味付けのものばかり食べる
- ⑤個食:それぞれが別々のものを食べる
- ⑥小食:食事の量が少ない
- ⑦粉食:パンや麺など粉から作られるものばかり食べる

※『7つのこ食』に当てはまるものがあれば、まずはできることから改善してみましょう！

地区活動紹介「おとこの料理教室」

2月17日に、岡崎地区で「おとこの料理教室」を実施しました。食生活改善推進員が講師となり、10人の男性にご参加いただきました。男性の皆さんも料理作りにご参加して、腕を磨いてくださいね！



参加者の感想

推進員の人から料理の手順や料理ごとのエネルギー・塩分摂取量・野菜摂取の重要性等について丁寧な説明を受けました。ぎこちない包丁さばきでしたが、調理が進み完了することができました。参加者全員で談笑しながら食し、楽しい1日でした。次回の開催が楽しみです。

塩分控えめ健康食の紹介「春雨サラダ」



▲春雨サラダ

▼材料(2人分)

- 春雨:14g
- きゅうり:50g
- にんじん:20g
- きくらげ:2枚
- 鶏ささみ:20g
- 塩・酒:少々
- しょうゆ:大さじ1
- 酢:小さじ1と2分の1
- 砂糖:小さじ3分の1
- ごま油:小さじ1と2分の1
- からし:少々

A

▼作り方

- ①春雨はゆでもどし約3cmの長さに切る
- ②きゅうり、にんじんは千切りにする。きくらげはもどして千切りにし、鶏ささみは酒蒸しにして軽くさく。にんじんは軽く茹でる
- ③①と②を合わせ、Aの調味料でよく和え混ぜる

▼栄養価(1人分)

- ▼エネルギー 81kcal ▼たん白質 3.0グラム
- ▼脂質 3.2グラム ▼食塩相当量 0.7グラム

食中毒予防の3原則 ～食中毒菌を「付けない・増やさない・やっつける」～

湿度が高くなる梅雨時期からノロウィルスなど感染症が増える冬場まで、1年を通して食中毒は発生しています。家庭でもぜひ食中毒予防に取り組んでみてください。

- ①付けない:しっかり手を洗う、まな板や包丁など器具は清潔に
- ②増やさない:買い物から帰ったら食材は早めに冷蔵庫に、冷蔵庫・冷凍庫のつめすぎに注意
- ③やっつける:加熱は十分に(目安は75℃で1分以上、ほとんどの食中毒菌は死滅します)



総合健診・成人健康づくり健診(2次募集)を行います

総合健診へお申し込みをしていない人を対象に、総合健診の2次募集を行います。町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で検査していない項目について受診できます。

また、町のすべての集団健診で大腸がん検診が受けられますが、すでに受診された場合は、今回大腸がん検診を申し込む事はできません。ご注意ください。

健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

健診実施日

胃がん検診を受診する人の健診日程

※20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診する人が対象。胃がん検診とその他のがん検診や特定健診等と一緒に受診できます

健診項目:胃がん、肺がん・結核、^{かくたん}喀痰、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	場 所	受付時間
10月8日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午前 9時～ 9時45分 午前 10時～ 10時45分
10月9日(水)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午前 8時～ 8時45分 午前 9時～ 9時45分 午前 10時～ 10時45分
11月7日(木)	本郷ふれあいセンター	
11月8日(金)	本郷ふれあいセンター	午前 7時～ 7時45分 午前 8時～ 8時45分 午前 9時～ 9時45分 午前 10時～ 10時45分

胃がん検診を受診しない人の健診日程

※20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診しない人が対象。胃がん検診以外のがん検診と特定健診等が受診できます

健診項目:肺がん・結核、^{かくたん}喀痰、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	場 所	受付時間
12月6日(金)	本郷ふれあいセンター	午前 9時30分～ 11時 午後 2時～ 3時
12月10日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	午後 2時～ 3時

健診実施項目

※対象年齢は令和2年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	1,000円
特定健診(町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血検査)・眼底検査・心電図検査	1,300円
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降(65歳以降の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として1,300円お支払いいただくことで、貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を追加できます。健診当日にお申し込みください	無料

がん検診	対象年齢	検査内容	自己負担額
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
肺がん検診	40 ～ 64 歳	胸部レントゲン検査	300 円
結核・肺がん検診	65 歳以上	胸部レントゲン検査	無料
前立腺がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700 円
喀痰検査 <small>かくだん</small>	40歳以上の の該当者	喀痰細胞診（痰の検査） ※対象:肺がん検診を受ける人のうち『喫煙年数 ×1 日の本数』が 600 以上の人。健診当日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定 された日に容器を提出していただきます	800 円
肝炎ウイルス検診		血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルスの検査） ※対象:これまでに町の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	800 円

■ 申込期間（必着）

8 月 29 日（木）まで ※胃がん検診を受診する人へは 9 月中旬に、胃がん検診を受診しない人へは 10 月中旬に受診券が届きます
※胃がん検診は、申し込み状況により、集団健診でご案内できず医療機関健診を勧めることもあります。ご了承ください

■ 申込方法

- 右記の『令和元年度総合健診・成人健康づくり健診（2 次募集）申込用紙』に記入し、①②いずれかの方法でお申し込みください。
 - 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター内』）窓口に来館して申し込む
 - はがきや封筒により下記へ郵送で申し込む
 - インターネットから申し込む（下記申込用二次元コードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスすることができます）
 - 電話やファクシミリによる申し込みはできません
 - 希望日時が申込者多数の場合、ご希望以外の日時でご案内させていただく場合があります（先着順ではありません）
- ▼申込先
- 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
 - https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10418

■ 自己負担額の免除

下記に該当する人は自己負担額が無料になります。
▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人
▼精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が 1 級の人 ▼療育手帳に記載されている障害の程度が㊦または A の人 ▼生活保護受給者



申し込み用二次元コード▲

令和元年度 総合健診・成人健康づくり健診（2 次募集）申込用紙

住所	阿見町		
氏名			性別
生年月日	年齢	歳	※令和 2 年 3 月 31 日時点

① 希望する健診に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	成人健康づくり健診	20 ～ 39 歳
<input type="checkbox"/>	特定健診（町国保）	40 ～ 74 歳
<input type="checkbox"/>	後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降 （65 歳以上の一部対象者）
<input type="checkbox"/>	胃がん検診	40 歳以上
<input type="checkbox"/>	大腸がん検診	40 歳以上
<input type="checkbox"/>	肺がん検診	40 ～ 64 歳
<input type="checkbox"/>	結核・肺がん検診	65 歳以上
<input type="checkbox"/>	前立腺がん検診	50 歳以上（男性のみ）
<input type="checkbox"/>	喀痰検査	40 歳以上（該当者のみ）
<input type="checkbox"/>	肝炎ウイルス検査	

町国保以外の人で特定健診を希望する人はこちらに○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	特定健診（町国保以外）	40 ～ 74 歳の被扶養者
--------------------------	-------------	----------------

② 電話番号と、健診の希望日を記入してください。

電話番号	— —		
希望日	なし	あり:	月 日 (時)

※町国保以外の保険に加入している人で特定健診を希望する場合：町の集団健診で特定健診が受診できるかを加入している社会保険の保険者に確認のうえ、お申し込みください

『医療機関健診』をご利用ください ※集団健診とは自己負担額が異なります

町の集団健診では日程が合わない、早めに健診を受けたいという場合は『医療機関健診』をご利用ください。『医療機関健診』についての詳細は、広報あみ 4 月号通常版または町ホームページからご確認いただくか健康づくり課までお問い合わせください。

こんなときには申請を… 国保の給付



国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

● 一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合、超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…
同一世帯で同じ月内に2万1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

● 同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…
一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から、支給額が変わります

● 自己負担額の計算方法
▽月の1日から末日までの1か

月(暦月)ごとの受診で計算
▽病院・診療所(ご)に計算
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70〜74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払い(左ページ表「外来+入院(世帯単位)」の限度額までとなります)

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70〜74歳の人を合算
▽病院・診療所・歯科の区別なく合算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合、診療月の約3か月後に国保年

金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参し所定の期間内に国保年金課または出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できません、ご注意ください。

※世帯主と世帯内のすべての国保加入者が70歳以上である世帯は、一度申請すると次の支給から申請が不要になります。ただし、同一世帯の70歳未満の人が国保に加入した場合・世帯主が変わった場合・国民健康保険税を滞納した場合は申請が必要になりますので、支給申請勧奨の通知を送付します

医療費が高額なときは 限度額適用認定

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示することで、ひとつの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

▽有効期限:申請月の1日から翌年7月31日まで。有効期限は令和元年7月31日までです。現在お持ちで8月以降も限度額適用認定証を使用する人は申請が必要です。役場もしくは出張所でお手続きください(うずら出張所の場合、認定書は後日送付)

▽交付条件:所得申告がされていない・国保税に滞納がない
▽必要なもの:申請する人の国保の保険証・身分証(運転免許証等)・印鑑
※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)も併せて持参してください

※70歳から74歳の所得区分が『一般』『現役並みⅢ』の世帯の人は「保険証兼高齢受給者証」を提示することで、限度額の適用が受けられますので、申請は不要です(所得区分については左ページをご覧ください)

*高額な治療が長期間必要なとき

には:厚生労働大臣が認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)に該当す

る場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の**※上位所得者**は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要です

※上位所得者とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が600万円超の世帯にいる人を指します

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

●70歳未満の人の所得区分

▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人

▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万超～901万円の世帯にいる人

▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万超～600万円の世帯にいる人

▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人

世帯にいる人

▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人

※総所得：国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得

●70～74歳の人の所得区分

▽現役並み所得者Ⅲ：同一世帯に、住民税課税所得が690万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▽現役並み所得者Ⅱ：同一世帯に、住民税課税所得が380万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▽現役並み所得者Ⅰ：同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

▽一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人

▽低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人(低所得者Ⅰ以外の人)

▽低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯にいる人

①自己負担限度額(70歳未満)

所得区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 ※1
ア	901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた分の1%	140,100円
イ	600万超～901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超～600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

②自己負担限度額(70～74歳 ※2)

所得区分	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	3割	252,600円+医療費が842,000円を超えた分の1% (4回目以降：140,100円 ※1)	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+医療費が558,000円を超えた分の1% (4回目以降：93,000円 ※1)	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+医療費が267,000円を超えた分の1% (4回目以降：44,400円 ※1)	
一般	2割	18,000円 (8月～翌年7月の年間上限144,000円 ※3)	57,600円 (4回目以降：44,400円 ※1)
低所得者Ⅱ		24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

※1 過去12か月以内に、4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額
 ※2 75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります(各月1日生まれを除く)
 ※3 年間上限額を超えて高額療養費に該当する人には、国保年金課から通知をお送りします

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎888-1111 (233)

町では公共交通サービスとして、デマンドタクシー『あみまるくん』の運行を行っています。『あみまるくん』は、日常生活などで交通に不便をきたしている人に、自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、乗り合いにより送迎を行う公共交通です。通院や買い物など、外出の手段として皆さまのご利用をお待ちしています。

はじめに利用登録をお願いします

『あみまるくん』を利用するためには、事前に利用者登録（無料）が必要です。『デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し、役場までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録は、町内にお住まいの人が対象となります。申請書は、役場・うずら出張所・各公民館・さわやかセンター・図書館などや、町ホームページにある阿見町の公共交通内『町地域公共交通活性化協議会ホームページ』で入手できます。

予約の方法

『あみまるくん』は、午前8時台から午後4時台までの間で運行しています。利用日の2日前（運休日を除く）から利用したい出発時刻の30分前まで（当日の最終予約受付時間は午後3時30分まで）に予約センターへ電話で予約してください。また、午前8時台と午前9時台のご利用は必ず前日までに予約してください。

その際、①氏名②住所③乗車日④人数⑤乗車場所⑥降車場所⑦出発希望時刻を伝えてください。

※原則として電話連絡が取れる人に限ります。『あみまるくん』は介護タクシーではないため、運転手が乗降の介助をすることはできません。1人で乗降が困難な人はご利用を控えていただくか、介添人同伴でご乗車ください

予約センター

● **受付時間**: 月～金曜日の午前8時30分～午後5時（運休日を除く）

● **電話番号**: **888-4152**
よい交通
 ※詳細は、上記（予約の方法）を参照してください

運行日・時間帯

月～金曜日の午前8時～午後5時
 （祝・祭日および年末年始は運休）

利用者の皆さまへお願い

- あみまるくんを利用する際は予約をお願いします
- キャンセルの場合も予約センターにお電話をお願いします
- 目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
- 予約時にご自身で指定された場所でお待ちください

運行区域

阿見町内に限ります

※ JR 荒川沖駅東口のご利用も可能です

利用料金

対象者	料金 (1人1回のご利用につき)
大人(中学生以上)	400円
小児(小学生)	200円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人、介護保険法における「要介護者」・「要支援者」・「事業対象者」、および上記の人に付き添う人(1人のみに適用)	
幼児(3歳以上7歳未満) ※保護者同伴のこと	保護者1人につき2人まで無料。3人目からは200円
幼児(3歳未満) ※保護者同伴のこと	無料

※料金は、回数券による支払いとなります。回数券は、デマンドタクシー車内および都市計画課で販売していますので、事前のご購入をお願いします。回数券は200円券（大人は1回の料金で2枚使用する）の11枚つづりで2,000円です

公共下水道・農業集落排水の接続工事に 係る費用助成制度が拡充されています！

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が拡充され、今まで対象にならなかった人も対象となるほか、条件を満たす人は補助金額が増額されます。霞ヶ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

上下水道課 ☎889-5151

拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から3年間	▼ 期間制限なし（平成30年4月以降に供用開始となった区域は供用開始から3年間）
補助金額	補助対象工事の半額で上限4万円	▼ 65歳以上または18歳未満の人がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が334万円以下の場合、補助対象工事の全額で上限35万円 ▼ それ以外は補助対象工事の半額で上限4万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼実施期間：平成30年～令和3年度

▼補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼補助対象：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない人。なお、店舗兼住宅の場合は、住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です

※新築（建築確認申請が必要な増築・改築含む）・官公庁・法人その他の団体・町税に滞納がある人は対象外

▼課税対象所得の確認方法

① 給与から町・県民税（住民税）を天引きされている人：勤務先から5～6月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」の「総所得③」の額になります

② 町・県民税（住民税）を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人：町から6月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」に添付されている「町民税・県民税課税明細書」の課税標準額の明細欄の総所得になります

③ 上記の書類が見当たらない人「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

- ① 町県民税が賦課されていない人は課税対象所得はありません
- ② 4～6月に申請の場合は前年度、7～翌年3月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ：補助申請→申請の確認→決定通知→工事→実績報告→実績報告の確認→確定通知→補助金支払

▼補助申請に必要な書類

▽全ての人に必要なもの

- ① 町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
- ② 排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
- ③ 町税の納税証明書
- ④ 補助対象工事に係る見積書の写し
- ⑤ 補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
- ⑥ 建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽拡充分を申請する人に必要な書類

- ⑦ 申請者および申請者と同一の世帯に属する人の所得証明書または非課税証明書
- ⑧ 申請者の属する世帯の住民票
- ⑨ 世帯構成員の状況

※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼実績報告に必要な書類

- ① 阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ② 排水設備工事完了届の写し
- ③ 補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- ④ 補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼注意事項：▽申請書等は町ホームページからダウンロードできます▽補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりません▽補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▽予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります



図書館へようこそ!

開館時間:火～金曜日/午前9時～午後7時 ※土・日・祝日は午後5時まで

町立図書館では、町教育委員会の基本理念である「現在(いま)をみる 未来をつくる」の視点から、図書館の質的サービスの向上と安定した運営に努めています。また、図書館サポーターの皆さんにご協力をいただき、地域の皆さんが生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるよう、協働で運営する図書館づくりを進めています。どうぞお気軽に図書館にお出かけください。お待ちしております。

図書館 ☎887-6331

図書館ってどんなところ? 図書館のホームページをのぞいてみよう!

図書館では、約15万8千冊ある図書・雑誌・視聴覚資料(CDやDVD)の閲覧や無料貸出をしています。平成27年度から町ホームページが新しくなり、メール配信サービス『あみメール』の運用が開始されました。メールアドレスを登録すると、携帯電話・スマートフォン・パソコン等で図書館からのお知らせや展示イベント案内が受信できます。

なお、以前の図書館のホームページをブラウザのお気に入り登録している人は、登録の変更(http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/22-4-0-0-0_1.html)をお願いします。

2019年上半期の人気図書ベスト3!をご紹介します

【一般向け】小説・エッセイ(単行本)	【一般向け】小説・エッセイ(文庫本)
沈黙のパレード(東野圭吾/著 文藝春秋)	マスカレード・イブ(東野圭吾/著 集英社)
昨日がなければ明日もない(宮部みゆき/著 文藝春秋)	流れの勘蔵(佐伯泰英/著 角川春樹事務所)
魔力の胎動(東野圭吾/著 KADOKAWA)	サムデイ(福田和代/著 幻冬舎)
【一般向け】その他	【一般向け】雑誌
うちの3姉妹 特別編(松本ぷりっつ/著 主婦の友社)	婦人公論(中央公論新社)
うちの3姉妹 16(松本ぷりっつ/著 主婦の友社)	サンキュ!(株式会社ベネッセコーポレーション)
代数・幾何のしくみ(仙田章雄/著 日本実業出版社)	クロワッサン(マガジンハウス)
【児童向け】	【郷土資料】
深海のサバイバル(ゴムドリ co/文 朝日新聞出版)	日本の城(香川元太郎/イラスト 学研プラス)
白オバケ黒オバケのみつけて絵本(うるまですび/さくえ 学研教育出版)	改訂版 図解茨城の城郭(茨城城郭研究会/編 図書刊行会)
かいつぞりのドラドンたいじ2(原ゆたか/さくえ ポプラ社)	茨城ぶらり歴史探訪ルートガイド(ジェイアクト/著 メイツ出版)

読書のほかにもいろいろな企画がいっぱいです

図書館では、さまざまなイベントを開催しています。「図書館だより」や「あみ★ライブラリー」で毎月のイベントをご紹介しますのでご覧ください、奮ってご参加ください。

講演会や講座・教室

夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、図書館講演会などのさまざまなイベントを企画しています。今年度は8月24日(土)に、おもしろ理科先生『光のオブジェ オンリーワン・ディスプレイ』を開催予定です。

ギャラリー展示会

地域の皆さんが創作した絵画や写真などの作品の展示会を2階ギャラリーで行っています。展示の条件を満たせばどなたでもご利用可能です。

ちびっこコンサート

ご寄贈いただいたピアノを有効活用し、童謡を中心としたピアノやフルート演奏による『ちびっこコンサート』を年4回開催しています。今年度は、4月6日(土)、7月6日(土)の2回開催し、大盛況でした。詳しくは、図書館にお問い合わせください。

乳幼児向けかみしばい・読み聞かせ

1階おはなしコーナーでボランティアの皆さんが、毎月第1日曜日(午後2時～)に『かみしばい会』、毎週火曜日(午前10時30分～)に『絵本の読み聞かせ』などを行っています。赤ちゃんからご参加いただけます。

赤ちゃんタイム

毎週火曜日(午前10時～正午)に「赤ちゃんタイム」を設けています。赤ちゃんの泣き声を気にせず、安心して本を選んでいただける時間帯です。

利用者の皆さんが、赤ちゃんの図書館デビューを温かく見守っています。

図書館では、今後とも利用者によりよいサービスが提供できるように館運営に努めてまいります。

図書館利用についてご不明な点は、お気軽に図書館にお問い合わせください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

無料開館日(終戦記念日)

終戦記念日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。昭和20年(1945)8月15日、ポツダム宣言を受諾した日本は、玉音放送により戦争に降伏したことを国民へ公表しました。これを機に予科練平和記念館にお越しいただいて、当時のことを知る機会としていただければ幸いです。

▼期 日:8月15日(木) ▼開館時間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

『おじいちゃんに聞こう! 阿見の昔のはなし』開催

昔の阿見町はどんなところだったのかな? 予科練ってどういうところ?
町の歴史や予科練について、ものしりおじいちゃんが教えてくれます。夏休みの宿題を相談したい小・中学生や、歴史を知りたい大人も、ぜひご来場ください。元予科練習生のおじいちゃんも相談にのります。

▼ものしりおじいちゃん:3人(町歴史調査委員)

▼日 時:8月18日(日)

①午前10時～午後0時30分 ②午後1時30分～4時

▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ

▼参加料:無料(申込不要)

※対面式の相談会です。来場者の状況により順番にお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください



講演会『飛行機はなぜ飛ぶの? ブーメランの不思議な飛行』開催

パイロットを目指して訓練していた予科練習生。その勉強の中には「飛行機がなぜ飛ぶのか」という理屈を勉強する「航空力学」という科目がありました。

予科練習生も勉強した内容を、ブーメランを作りながらご説明します。小中学生、夏休みの自由研究に飛行機のお話はいかがでしょう。

▼期 日:8月24日(土)

▼時 間:①午前11時～11時30分

②午後2時～2時30分

▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ

▼講 師:伊藤武夫氏(予科練平和記念館展示解説員)

▼参加料:無料(申込不要)



◎学芸員のつぶやき

今回は国名の漢字表記のお話です。現在ではカタカナ表記が主ですが、明治時代までは全て漢字で表記されていました。戦時中にはカタカナ表記も増えてきましたが、漢字表記は根強いものでした。

以下に当時の国々の漢字表記を一部ご紹介します。今も使われることがあるのでご存じかとも思いますが、1国につき漢字表記が1つと言う訳ではなく複数あります。ここに挙げたもの以外にもまだまだ表記方法ありますので、興味を持たれた人は調べてみると面白いかもしれません。

①アメリカ合衆国→亜米利加・亜美利加・米利堅 ※一文字表記(米・亜・美)

②グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(イギリス)→英吉利・英吉利斯 ※一文字表記(英)

③ドイツ→独逸・都逸 ※一文字表記(独・徳)

④フランス→仏蘭西・法蘭西 ※一文字表記(仏・法)

⑤イタリア→伊太利・伊太利亜・意大利・以太利 ※一文字表記(伊・意・以)

阿見町の文化財・文学紹介

8月号

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

文学紹介品 俳人 渡邊香墨（こうぼく）

正岡子規門に加えられた香墨は、子規のもとに集まる多くの俳人らと交友関係を持つことになるが、同年の中村不折との親密さは格別であったと思われる。不折は34歳でフランスに留学しラファエル・コランなどから教えを受け、帰国後は帝国美術院会員となった。なお、香墨墓石の碑文は不折の書と認められ、大形の渡邊松右衛門家には香墨依頼の不折の山水画掛軸がある。

▼引用元：平成31年刊行「阿見町が生んだ俳人渡邊香墨（渡邊光夫著）」33ページ



▲中村不折



▲不折画

お知らせ「文芸あみ」を始めます！

平成24年に刊行された「阿見町が生んだ作家下村千秋の世界」に続き、このたび「阿見町が生んだ俳人 渡邊香墨」が刊行されました。

これを記念して、町民の皆さんをはじめ多くの皆さんから広く作品を募集し、優秀な作品を本紙面でご紹介しながら、阿見の文学活動をさらに振興していきたいと思っております。



▼募集ジャンル 俳句、短歌、川柳、等

▼募集方法 住所・氏名・年齢・電話番号・作品制作時の思いや状況・発表する際の名前（ペンネーム等）を記載し、左記へ郵送・直接持参・ファクシミリのいずれかで申し込む ※ 随時受付、様式は自由、個人情報厳守します

▼申込先 〒300-0333阿見町若栗1886-11

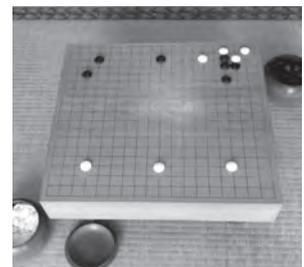
生涯学習課（中央公民館）文化財係

☎888-2526 ■888-0032

団体紹介品「阿見囲碁同好会」

中央公民館などで和気あいあい研鑽に努めています。年6回、大会を開催しています。大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局（生涯学習課 ☎888-2526）にご連絡ください。また、文化協会には1人から加入できます。いつでも、お気軽にお問い合わせください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



文化財紹介品 塙のタブノキ

町指定の天然記念物である塙のタブノキは、塙不動尊（阿見町塙1258）境内にあり、不動堂のご神木とされています。

タブノキはイヌクス・タマガスとも言われます。漢字は「榊」と記します。クスノキ科の暖地性常緑高木で、町では珍しい植物です。葉の上面にできる光沢のある深緑色果実は球形でおよそ1センチメートルあり、熟すと暗紫色で、果柄は赤色を帯びます。

木材は餅を作るために使用する白の材料として利用されます。老木になると大きなこぶが付き、木目が美しいため家具に用いられるほか、葉・樹皮を粉上にして線香が作られます。また、八丈島では、樹皮が黄八丈の染料とされています。



まちの できごと

『社会を明るくする運動キャンペーン』実施

7月2日、『第69回社会を明るくする運動』内閣総理大臣メッセージ伝達式があり、その後、町推進委員会による啓発用品の配布も行われました。

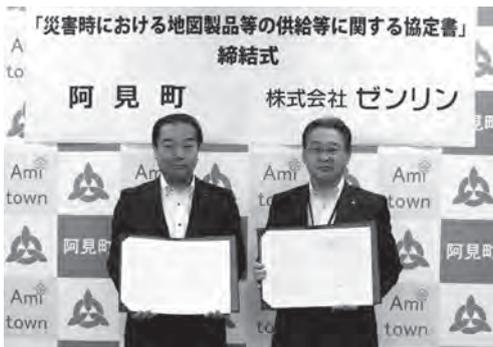
この運動は、法務省の主唱により、すべての国民が犯行や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築く全国的な運動です。



災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結

7月5日、町は株式会社ゼンリンと『災害時における地図製品等の供給等に関する協定書』を締結しました。

この協定により町において大規模災害が発生した際に、迅速かつ円滑な応急対策および復旧活動が遂行できるように、株式会社ゼンリンがあらかじめ各種地図製品を事前に貸与または発災後に供給できるようにになりました。



『阿見町シルバリーハビリティ体操指導士会』顕彰受賞

7月2日、『阿見町シルバリーハビリティ体操指導士会』が地域貢献活動を積極的に行っている団体として、ニッセイ財団から「生き生きシニア活動顕彰」を授与され、その報告のため来庁しました。

阿見町シルバリーハビリティ体操指導士会は、福祉センターまほろば・中央公民館・舟島ふれあいセンター・各行政区等や、さわやかフェア等の各種イベントでシルバリーハビリティ体操教室を開催し、体操の指導や普及活動を平成19年4月の発足以来、10年以上続けられています。

おめでとうございます。



稲敷広域消防本部より消防協力者表彰

7月3日、阿見消防署において消防協力者表彰式が行われ、村山優美子さん・村山陽二さん・長南秀則さん・松田光朗さん（写真前列右から1人目〜4人目）に、稲敷広域消防本部より感謝状が贈呈されました。

この表彰は、3月4日、竹来中学校体育館でのショットテニスサークルの活動中に、男性が意識を無くした際に、村山さんたちによる胸骨圧迫・AEDを用いた救命措置や、救急への迅速な通報等の円滑な行動が、人命救助に繋がったことに対して行われました。



〈広告欄〉

住まいに関わる事ならお任せ下さい

外壁塗装パック 490,000円～
トイレ交換パック 98,000円～

まずは
ご相談下さい◎ **ネロ・デザイン**

nello design
TEL. 029-888-6119
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

町内で唯一の、新刊本屋です！

文具も取り扱っております
夏休みは本屋さんへ行こう！
課題図書・自由研究フェア開催中！！

オークブックセンター阿見店
平日 10:00～21:00 土日祝 9:30～21:00
カスミ阿見店2階 TEL029-291-2322



インフォメーション

お知らせ

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽の機能を十分に發揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

※法定検査を長期間受けていないご家庭には法定検査受検のご案内が届きます

▼**保守点検** ▼10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3〜4回行う必要があります▼県に登録している保守点検業者に委託してください

▼**清掃** ▼年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります▼市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください

▼**法定検査** ▼最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月以内に受ける必要があります▼その後毎年1回受ける必要があります（検査は有料）▼県指定検査機関である公益社団法人県水質保全協会（☎029-1291-4004）に申し込みをして

ください

▼一括契約システム ▼保守点検・清掃・法定検査を一括契約できる「一括契約システム」をご利用ください▼契約を仲介する保守点検業者・清掃業者

者公益社団法人県水質保全協会検査部（☎029-1291-4004）のいずれれからで申し込みができます

▼**合併処理浄化槽への転換** ▼単独処理浄化槽は台所・お風呂の生活雑排水をそのまま放流してしまうため、合併処理浄化槽への転換をお願いします▼合併処理浄化槽への転換・設置には補助金が交付されます

▼**県南県民センター環境・保安課** ☎029-1822-7386 ▼上下水道課 ☎889-5151

募集「認知症を防ぐ食」参加者募集（無料）

▼**期日** 9月10日（火）

▼**時間** 午後1時30分〜3時30分

▼**場所** 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階講座室

▼**内容** 講話・認知症を防ぐ食

▼**講師** 長谷山俊郎氏（地域活力研究所）

▼**対象** 町内在住・在勤の人

▼**募集人数** 30人程度

▼**申込期間** 9月6日（金）まで

※土・日・祝日を除く

▼**申込方法** 電話で左記に申し込む

▼**町地域包括支援センター**（総合保健福祉会館内）☎887-8124

お知らせ

10月より消費税の軽減税率制度がスタートします

消費税率・地方消費税の税率10%への引き上げと同時に、飲食料品（酒類・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）に係る税率を8%にする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の人には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

▼**その他** 制度の詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金の詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください

▼**軽減税率制度について**：消費税率軽減率電話相談センター ☎0120-0205-553・0570-030-456

▼**軽減税率対策補助金について**

て：軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-1111

お知らせ

「消費税軽減税率制度説明会」開催

茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野の6県すべての税務署において、左記のとおり消費税軽減税率制度に関する説明会を同時開催します。

▼**期日** 8月27日（火）〜29日（木）

▼**時間** ▼午後1時〜2時30分 ▼午後3時〜4時30分の2回開催

▼**場所** 竜ヶ崎市税務署別館2階会議室（龍ヶ崎市川原代町）

▼**定員** 各回50人

▼**内容** ▼軽減税率制度の概要（対象品目・請求書の記載）

▼**適格請求書等保存方式**

▼**軽減税率制度対策補助金**

▼**キャッシュレス・消費者還元事業**

▼**その他** ▼各回とも定員で締切となり事前申込不要です

▼**各回とも同じ内容です**

▼**各回とも同じ内容です**

▼**各回とも同じ内容です**

▼**各回とも同じ内容です**

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手掴み付、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいらい家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
【阿見店】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許（5）第5548号

有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ
「町民ダイヤル」ご利用案内

町民ダイヤルは、電話回線を利用した自動応答により、左記の項目を音声によりご案内しているサービスです。

ただし、サービスは留守番電話機能を利用した自動応答のため、利用者の質問に答えることはできません。音声は4分程度で終了します。利用には通話料がかかります。また、左記の町ホームページでは、町民ダイヤルの音声情報を文字情報として掲載しています。

▼電話番号 887-6600

▼利用時間 24時間

▼ご案内している項目

- ▼休日当番医（1か月分）
- ▼人権・行政相談の実施日
- ▼心配ごと相談の実施日
- ▼こころの健康相談の予約締切日と実施日
- ▼日曜開庁の実施日
- ▼その他 毎月末に音声情報の更新を行います
- ▼情報広報課 ☎888-1111(298)
- ▼http://www.town.ami.lg.jp/000000030.html

募集
「けあきゅあ体験講座」
参加者募集

▼期日 ①8月31日(土) ②9月14日(土) ③9月28日(土)

④10月12日(土)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 県立医療大学運動治療実習室 集会室

▼内容 ①運動って大切な？ ②運動が心身にもたらす作用について ③歩くことが難しい人にとどのように接すればいいの？ 杖や車いすの使い方や解除の方法を学びましょう ④脳卒中を予防しましょう！ 脳卒中予防のための10か条 ⑤どのような自助具を使えば良い？ 作業療法士が考える生活で使える道具

▼講師 ①石井大典氏(医科学センター助教) ②松田智行氏(理学療法学科准教授) ③立原美智子氏(付属病院看護師)

④唯根弘氏(作業療法学科助教)

▼募集人数 各回30人(定員で締切)

▼申込期間 ①8月23日(金)まで ②9月6日(金)まで ③9月20日(金)まで ④10月4日(金)まで

▼申込方法 ホームページから申込書をダウンロードし、ファクシミリ・メール・郵送のいずれかで左記に申し込む

■県立医療大学事務局総務課地域貢献担当 ☎300-0394
阿見町阿見 466-912
☎888-4000 ■840-

2301

shomu@jpu.ac.jp
http://www.jpu.ac.jp

お知らせ
蚊の発生源対策をしましょう!

蚊が発生する季節になりました。蚊は、デング熱やジカ熱等の感染症を媒介する恐れがあります。蚊が媒介する感染症を予防するためには「蚊をできるだけ発生させない」「蚊に刺されない」ことが重要です。

蚊はバケツや空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりを好んで卵を産みつけます。蚊を発生させないために住まいの周辺に小さな水たまりを作らないようにしましょう。

また、やぶ等の蚊の多い場所に行く時は、肌を露出せず、虫よけスプレーを使用するなど、蚊に刺されないように注意しましょう。詳細は左記ホームページをご覧ください。

■県疾病対策課 ☎029-301-3233

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/mosquito.html

お知らせ
個人事業税は便利な口座振替で

口座振替をご利用になると、納期限を忘れたり金融機関に

行く必要がなくなりとても便利です。

お申し込みは、県税事務所または、預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書(8月中旬ごろ発送)に同封のハガキをご利用ください。

■県土浦県税事務所管理課 ☎822-17203

お知らせ
「仕事もつ化計画」
年次有給休暇を活用しよう

茨城労働局では、この夏「仕事もつ化計画」を推進しています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のために、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。土・日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしませんか?

■茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-1277-8294

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

ヘリコプター13機による標記訓練を行います。

▼日時 8月8日(木)、13日(火)～15日(木)、27日(火)～29日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211 (3420)

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

<オープンスクール> 7月27日(土) 7月28日(日)
8:30AMより本校にて 8月 3日(土) 8月26日(月)

※8月26日は部活動体験会 8:30AM～

霞ヶ浦高等学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. http://www.kasumi.ed.jp

輝く笑顔は充実の証

8月24日(土)
9:00AMより本校にて
<オープンスクール> 9月21日(土)・10月20日(日)
<入試説明会> 9:00AMより本校にて

※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校附属中学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/



インフォメーション

お知らせ 【全国家計構造調査にご協力ください】

全国家計構造調査は5年ごとに全国的に行われる調査で、本年10月から11月の2か月間にわたり実施されます。調査の結果は国や県の各種行政施策や税金・年金制度の改定のための貴重な資料となります。

8月から調査員が対象世帯を訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

▼調査対象地区 富士団地および二区南の一部

■情報広報課統計係 ☎888-1111(297)

お知らせ シルバー人材センターから

●入会説明会開催

▼期日 8月6日(火)

▼時間 午前9時30分から1時 間程度

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●「マイホームのミニ管理」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

募集 県不妊専門相談センター「妊活会」参加者募集

不妊症について、助産師や不妊カウンセラーとともに妊活ストレッチやミニ講話を交えながら、疑問や悩んでいること、聞いてみたいことなど、みんなで一緒にお話しをしてみませんか?

参加される人の個人情報厳守しますので、お気軽にご参加ください。

▼期日 9月1日(日)

▼時間 午後2時~4時

▼場所 県三の丸庁舎(水戸市三の丸)

▼対象 不妊症について知りた人(女性限定)

▼募集人数 15人

▼参加料 無料

▼申込方法 8月26日(月)までに、電話で下記に申し込む

▼その他 軽く体を動かしますので、動きやすい服装でご参加ください

■県産婦人科医会 ☎029-241-1130 ※月・金曜日の午前9時~午後3時

募集
「県国土緑化運動 育樹運動 標語コンクール」作品募集

国土緑化運動・育樹運動の環境として、植樹や森林・樹木の保護・育成を図り、県民の皆さんの緑化意識を高めるため左記のとおり作品を募集します。

▼対象 県内在住・在勤の人

▼申込方法 はがきに標語・住所・氏名・電話番号・年齢・職業を明記して左記に申し込む ※応募はひとり1点のみ

▼申込期間 9月6日(金)まで

〒310-0011水戸市三の丸1-3-2公益社団法人県緑化推進機構(県林業会館内) ☎029-3303-2828

募集 在職者訓練受講生募集

▼期日 10月1日(火)~3日(木)の3日間

▼時間 午前9時~午後5時

▼内容 アーク溶接特別教育

▼定員 10人

▼受講料 3040円

▼申込期間 8月5日(月)~26日(月)

▼場所 県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根)

▼申込方法 講座名氏名住所

電話番号年齢性別・職業(会社名)を記入し、往復はがき(ひとり一葉)、またはインターネットで左記に申し込む

〒300-0849土浦市中村西根番外50-179 県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551

<http://www.t-gakun.ac.jp/>

お知らせ 中皮腫・肺がん等の石綿による疾病の補償

石綿による疾病は石綿を吸ってから非常に長い年月で発症することが大きな特徴です。中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

中皮腫などで亡くなられた人が過去に石綿業務に従事されていた場合は、労災保険給付等の支給対象になる可能性がりますので、お気軽に労働局・労働基準監督署へご相談ください。

制度の詳細は左記ホームページをご覧ください。

■茨城労働局労働基準部労災補償課 ☎029-224-6217

<http://www.mhlw.go.jp>

電話番号年齢性別・職業(会社名)を記入し、往復はがき(ひとり一葉)、またはインターネットで左記に申し込む

〒300-0849土浦市中村西根番外50-179 県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551

<http://www.t-gakun.ac.jp/>

〈広告欄〉

認定こども園 **阿見みどり幼稚園**

★入園説明会のご案内★

9月10日(火) 10:30~12:00

・対象園児 ・2年保育(H27.4.2~28.4.1生)
 ・3年保育(H28.4.2~29.4.1生)
 ・満3歳児(H29.4.2~30.4.1生)

皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送りします。

★終了後自由にご見学下さい。★上履きをご持参下さい。★お問い合わせ先 阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471

募集 『いばらぎのちの電話』
公開講座開催(無料)

▼期日 8月10日(土)
▼時間 午後2時～4時
▼場所 つくば国際会議場中会議室202(つくば市竹園)

▼内容 子どもの生きづらさに耳を傾ける 自殺防止のために講師 諸富祥彦氏(明治大学文学部教授)

▼申込方法 ホームページから左記に申し込む

▼茨城いのちの電話事務局
☎029-852-8505
https://www.kokuchipro.com/event/ind20190810/

募集 『看護職カムバック支援セミナー』参加者募集

▼内容 ①講義(9月3日(火)～6日(金)、厚生連研修センター(土浦市真鍋新町)で実習・シミュレーション研修(1日間) ②実務研修(日程・場所は要相談) ※片方のみの受講も可

▼対象 ▼離職後ブランクのある未就業の看護職の人 ▼復職後1年未満で、看護技術に不安のある看護職の人

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼その他 詳細は左記にお問い合わせください

県ナースセンター ☎029-221-7021

あみっぺスマホスタンプラリー開催中!

町内57か所のスタンプラリースポットを巡り、スマートフォンを使ってスタンプを集めると、下記のプレゼント抽選①～③に応募できます。

あみっぺスタンプは全部で12種類、6つのスタンプ獲得を目指し、ぜひ町内周遊をお楽しみください。

※スタンプラリースポットは下記特設サイトからご確認ください



▲あみっぺ

実施期間:

10月31日(木)まで

参加方法

各スタンプラリースポットに『二次元コード』を記したポスターが貼ってあります。スマートフォンで読み取ってご参加ください。

賞品

①プレゼントその1:

『スタンプを3つ』集めると応募できます。

期間中の応募者の中から抽選で50人に「あみっぺトート」をプレゼント

②プレゼントその2:

『スタンプを6つ』集めると応募できます。

▼7月～8月応募:抽選で10人に「**新米コシヒカリ 5kg**」をプレゼント

▼9月～10月応募:抽選で10人に「**レンコン 4kg**」をプレゼント

③必ずもらえる:

実施期間中にスタンプを6つ集めた人全員に「あみっぺクリアファイル」をプレゼントします。賞品の引き換えは『あみプレミアム・アウトレット内あみコミュニケーションセンター』にて行います。



問い合わせ:

あみ観光協会(町商工観光課内) ☎888-1111(175)

町スタンプラリー特設サイト:<https://www.ami-stamp.com/>



〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(前職司法代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階) *上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
*面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日時 8月1日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回(第1水曜日) 午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費生活相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月～金曜日 ※4月1日以降は火曜日は休み
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
※弁護士相談:第1水曜日のみ実施
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167
健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
福祉センターまほろば ☎ 887-3969
地域子育て支援センター ☎ 891-2772
阿見消防署 ☎ 887-0119
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
上下水道課 ☎ 889-5151
霞クリーンセンター ☎ 889-0091
中央公民館 ☎ 888-2526
君原公民館 ☎ 889-1363
かすみ公民館 ☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
図書館 ☎ 887-6331
予科練平和記念館 ☎ 891-3344
総合運動公園 ☎ 889-2788
教育相談センターやすらぎ園 ☎ 888-1225
町民活動センター ☎ 888-2051
町男女共同参画センター(AMIふらっとセンター) ☎ 896-3181
消費生活センター ☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,660人 (-12) ▽7月1日現在
- 男性 23,612人 (-7) ▽常住人口ベース
- 女性 24,048人 (-5) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,828世帯(+11) ▽情報広報課調べ

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)
納期限 9月2日(月)

9月の納税等

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)
介護保険料(3期)
納期限 9月30日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 6月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	122件(768)
出場件数 173件(1101)	交通事故	15件(94)
	一般負傷	19件(132)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	17件(107)
	合計	173件(1101)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店